



町花フイリソシンカ



町木センダン

ちやたん

2014. 4

NO. 441



●英国ディーンマグナスクール訪問団歓迎会

2月17日(月)、ちやたんニライセンターにおいて、英国ディーンマグナスクール訪問団の歓迎会が行われました。本町からの派遣だけでなく、英国からの訪問団受入により、国際的に活躍できる人材の育成に期待が高まります。

◆ 目次 ◆

施政方針	2～7	障がい児(者)の歯科治療のご案内について	13
北谷町例規情報 固定資産税(土地)についてのお知らせ!	8	認可外保育施設 保護者負担軽減制度のお知らせ!	
平成26・27年度の保険料率改定について 平成26年度あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの助成がはじまります! 「還付金詐欺にあっていませんか?」	9	ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業のご案内 ちやたんの景観づくり	14
地域フラッシュ	10	国民年金のお知らせ	15
北玉小学校100周年記念式典・祝賀会 キャンブ瑞慶覧を災害時避難経路として使用する運用手続きの署名を行いました。 北谷町ふるさと応援基金に寄附を頂きました	11	平成26年度在沖米軍施設・区域内大学(基地内大学) 就学者の募集について 図書館だより	16
福祉だより	12	老人福祉センター行事・教室ありんくりん 文化財資料室「このへんでひと休み②」 お知らせ	17 18～19
		人間ドック・脳ドック5月14日受付開始!	裏表紙

税金・料金等のコンビニ納付が開始されました!

税金や保険料、保育料等をコンビニエンスストアで納めることができる「コンビニ納付」が始まりました。

※詳しい内容は、納付書裏面に記載されておりますのでご確認ください。

施政方針

3月5日から行われた第413回北谷町定例議会において、野国昌春町長が平成26年度の北谷町の方向性を示す、施政方針を表明しました。
平成26年度の施政方針について、町民に広く周知するため、全文を掲載いたします。

第1 基本方針

1 はじめに

平成26年第413回北谷町議会定例会の開会に当たり、予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、町政運営に当たりましての私の所信の一端を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年11月に実施された町長選挙において、当選の栄に浴することができ、12月12日から第10代北谷町長として、三期目の町政の運営を引き続き担わせていただくことになりました。

私はこれまで、町長就任以来2期8年間に、本町の政策課題として歴代にわたり取り組まれてきた返還駐留軍用地の跡地利用、町経済の自立、産業の振興、町民福祉の拡充に努めてまいりました。

この間、キャンプ桑江北側地区の跡地利用事業の実施と供用開始、フィッシャリーナ事業地区におけるホテルの着工及び海業振興の拠点である、うみんちゅワープの完成を見ることができました。

さらに、財政面においても、自主財源を大きく伸ばすことができ、自立経済の確立に大きな前進を見るこ

とことができました。

また、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉に積極的に取り組む、町民の福祉向上を図ってまいりました。

特に、我が国の少子高齢化社会は急速に進展しており、本町においても地域における高齢者の生きがい対策、健康、医療への対策は喫緊の課題であると考えており、特定健診や集団検診におけるがん検診の無料化、75歳以上の成人用肺炎球菌ワクチンの公費助成を実施してきたところでございます。

また、子育て支援策については、待機児童解消に向けた認可保育所の新設や多様な子育てサービスの提供、子ども医療費の助成など、多くの施策を実現することができました。

しかしながら、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきており、まだまだ解決すべき課題は山積しております。

私は、これらの課題を解決するとともに、これまでの政策を継続・発展させ、時代の変化に対応した、町民が主役の町政を推進してまいりますのでございます。

私は今回の選挙において10の政策を掲げて町民に訴えてまいりました。

これらの政策を着実に実施、継続し発展させ、子育て支援、福祉の

充実、教育、文化の拡充、健康増進、産業振興に取り組み、平和で豊かな住みよいまちづくりを実現し、町民が健康で笑顔あふれる北谷町を目指します。

そのためには、それぞれの施策を情熱と熱意を持って、先頭に立つて推進していく所存でございます。北谷町の限らない未来を切り開き、町民とともに「三ライの都市（まち）・北谷」を築いてまいります。

2 本町を取り巻く

社会経済情勢

本町においても、昨今の社会経済情勢の例に漏れず、少子高齢化等に伴う社会保障費の増加、小中学校の要保護や要保護児童生徒の援助費の増加、道路、公園、小中学校、地区公民館等の公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加など多くの課題を抱えております。

また、まちづくりを推進する上で障害になっている基地問題につきましては、去る4月に「沖繩における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が発表されましたが、返還時期や規模そして地形等の面で、本町の意向が反映されず、円滑な跡地利用が厳しい環境となっております。

一方、本県における入域観光客

数は、格安航空会社の参入等により国内外ともに増加し、15ヶ月連続で前年を上回っています。また今後も、第2滑走路の建設が着手されるなど、さらなる増加が見込まれております。

今後も国の新たな政策や制度を注視するとともに、「沖繩21世紀ビジョン」に即した施策に配慮しながら、厳しさが続く経済財政状況の中、限りある財源を必要性のより高い施策に重点的かつ効果的に投入し、将来に向けて本町が持続的に発展していくために必要な事業を積極的に推進してまいります。

沖繩振興に資する事業等を沖繩県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる「沖繩振興交付金」につきましても、今年度も本町の実情に即した確かつ効果的な施策を展開してまいります。

以上、述べました現状を踏まえ、国や県の動向を見定めながら激動する社会情勢に適切に対応するとともに、効果的な行財政運営に努め、すべての町民が安全で安心して暮らせる北谷町を創出していく所存でございます。

3 町政運営の基本方針

平成26年度の町政運営の基本方針を御説明申し上げます。

本町のこれまでの取組経過、財政状況、社会環境、社会情勢等を勘案しながらも、常に町民の立場に立ち、次の基本方針に基づいた施策に重点的に取り組んでまいります。

私は、平和であることがすべての政策の原点であると考えております。過去の戦争体験を風化させることなく継承し、平和の尊さ、大切さを忘れることのない地域社会を構築することといたします。

本町は、日本国憲法と「北谷町非核宣言」の理念の下、すべての人が等しく平和で豊かに生活がおくれるまちづくりを進めるため、平和の尊さを広めるとともに、平和で安らぎのあるまちづくりを推進してまいります。

また、基地負担の軽減を図るためには、日米地位協定の抜本的改定が最も重要な課題であると考えており、町民の生命・財産と人権を守る立場から、引き続き全力で取り組んでまいります。

さらに、「男女がともに参画して、豊かで活力ある社会を実現するため、女性の各分野への進出と町政への

「参画」を着実に推進してまいります。次に、産業・経済・跡地利用でござります。

将来に向けて北谷町が持続的に発展していくため、沖縄県及び本町のリーディング産業である観光・リゾート産業を重点とした産業基盤の整備を図り、雇用・就業の場の確保に努めてまいります。

特に、商工会、観光協会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、商観光産業の振興と経済の活性化に努めてまいります。

また、水産業とマリン産業が融合した交流拠点形成を目指すフィッシュアリーナ整備事業につきましては、引き続き本町の主要プロジェクトとして強力に推進してまいります。



▲うみんちゅワーフ (フィッシュアリーナ地区)

本町の面積に占める駐留軍用地は、約53%を占め、現在でも本町のまちづくりの障害となっており、駐留軍用地の計画的、段階的な返還が必要不可欠です。

キャンブ桑江南側地区は、本町の将来のまちづくりに極めて重要な位置にあるとの認識に立ち、返還予定地の住民の合意形成のもと、跡地利計画や土地利用計画など、町の発

展に資する計画を策定していきます。次に、健康・子育て・福祉でござります。

乳幼児から高齢者まですべての町民が、心身共に健康で、地域の中で共に支えあいながら安心して生活できる地域社会を実現するため、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康づくりや福祉のための施策の充実に努めてまいります。

「子どもの健やかな成長を育む地域社会」、「子どもを安心して生み育てることができる地域社会」の構築を目指し、待機児童解消に取り組みと同時に、多様な子育て支援サービスを提供し、「笑顔がいつびい、夢ふくらむまち・北谷町」を目指してまいります。

次に、街づくり・防災・防犯でござります。

本町は、地形・自然環境の違いにより地域ごとに異なった特性や課題を抱えていることから、地域特性に合った道路、公園、上下水道等の生活基盤整備を行うとともに、防災、防犯に配慮したまちづくりを推進し、町民が安心して暮らすことができ、まちを訪れる人が安心してくつろぐことができる快適で質の高い住環境づくりを推進してまいります。

特に、防災拠点整備事業については、大規模災害発生時の町民、観光客等の避難場所の確保と同時に本町の災害対策機能の確保と強化を図ってまいります。

また、自然環境と調和した土地利用を図り、生活者の視点に立った、

快適な生活空間の整備を推進してまいります。

次に、環境・自然でござります。環境共生型社会の推進につきましては、ごみ排出量の抑制やリサイクルの推進によるごみ減量化、自然エネルギーの活用促進等に取り組みすることで、環境に配慮したライフスタイルの普及促進に努めます。次に、教育・文化・スポーツでござります。

教育は人づくり、まちづくりの根幹であり、文化創造の源であります。その充実を図るため、心の豊かさ、生きがいを生み出す学校教育、生涯学習及び文化振興等に取り組みでまいります。

特に、確かな学力、豊かな心、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指し、「開かれた学校づくり」の施策を推進してまいります。

また、豊かな語学能力と視野の広い国際教養力を備えた、世界の舞台で活躍できる人材育成は、喫緊の課題であると考えております。

私は、次代を担い、語学力や国際感覚を持った人材育成を図るための施策に積極的に取り組んでまいります。

以上、これまで掲げた、諸施策を推進するためには、町の行財政について、より一層の効率化を図る必要があるため、行政組織機構を再構築してまいります。

また、国の地方分権改革に適切に対応できる執行体制の強化や職員的能力を高め、町民福祉の向上に努めてまいります。

第2 主要施策の概要

次に、これまで述べてきた町政運営の基本方針に基づき、第五次北谷町総合計画の将来像『夢ひろがる人つながる ともに生きる ニライの都市(まち)・北谷』の実現を目指した6つのまちづくりの目標に沿って、平成26年度主要施策の概要を御説明申し上げます。

1 平和の心育み、個性が輝くまち

第1の目標は、「平和の心を育み、個性が輝くまち」でござります。

(1) 平和行政

平和行政につきましては、憲法講演会や平和推進旬間における平和祈念祭を開催し、平和の尊さを広め、平和で安らぎのあるまちづくりを推進してまいります。

中・高校生に対する平和教育の一環として、「広島・長崎平和学習派遣事業」や「戦争と平和についての講話会」を実施し、戦争体験を風化させることなく沖縄戦や広島・長崎の原爆被害の実相を次世代に正しく継承し、平和の尊さの普及に努めてまいります。そのためにも、平和ガイドの育成に努めると共に、町内に残された戦跡等の調査及び保存に努めてまいります。

(2) 基地問題の解決促進

次に、基地問題の解決促進でござります。

嘉手納飛行場周辺地域は、常駐機に加え外来機の度重なる飛来、

F-22Aラプター戦闘機の暫定配備等により、騒音被害に悩まされ続けております。

私は、日米両政府に同飛行場の負担軽減を強く求め、CV-22オスプレイの配備、普天間飛行場の統合計画に断固反対するとともに、嘉手納基地使用協定の締結を粘り強く求めてまいります。

同時に、航空機騒音の軽減措置につきましても、沖縄防衛局などの関係機関に対し、住宅防音工事の助成措置の拡充を要請するとともに、認可外保育施設の防音工事助成措置につきましても引き続き要請してまいります。

さらに、米軍基地から派生する環境問題や米軍人等による事件・事故についての速やかな公表と安全管理の徹底等を米軍はじめ日米の政府関係機関に対し、これまで同様強く求めてまいります。

普天間飛行場の県外移設は県民の総意であり、建白書に示した姿勢を今後も堅持して参りたいと思っております。



▲オスプレイ (普天間飛行場)

2 夢が生まれ活気あふれる元気なまち

あふれる元気なまち

第2の目標は、「夢が生まれ活気あふれる元気なまち」でございます。

(1) 観光・商工の振興と雇用の創出

観光・商工の振興と雇用の創出につきましては、西海岸一体の資源を生かした、国際リゾート地の形成を推進し、商観光産業の活性化を図ってまいります。

ヒルトン沖縄北谷を核とした一体的なリゾート開発及びインフラ整備を推進し、引き続き企業誘致に取り組むことにより、魅力ある観光リゾート地の形成を図るとともに、町内在住者の雇用の場を拡大してまいります。

また、新たに立地する観光関連施設との連携をはじめ、プロ野球や各種スポーツ団体のキャンプ等魅力ある観光地の形成を図るとともに、マリンスポーツの体験や滞在型観光等を推進してまいります。

国内を問わず、台湾、中国、韓国など東南アジアをはじめ、国外からの観光客誘客を図るため、観光物産プロモーションを推進するとともに、観光情報センターを地域情報の発信拠点とし、観光客誘客と観光サービスの展開を図ってまいります。

また、美浜地区周辺と公共駐車場の混雑緩和策として、駐車場の拡充、管理運営方法等について調査・検討に取り組んでまいります。

業を活用して、引き続き本町の特産品の販売拠点を構築するとともに、特産品開発を支援してまいります。

地域経済の振興につきましては、本町の緊急経済対策である北谷町住宅リフォーム助成金交付事業を引き続き実施し、町民の住環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

消費者行政につきましては、高齢者を狙った詐欺事件が発生するなど、社会問題化していることから、町民が安全で、安心な生活が送れる対策が必要であり、沖縄県消費者行政活性化補助金を活用して、引き続き消費生活相談室を設置してまいります。

就業支援につきましては、特に雇情勢が厳しい若年層や女性に対して、ハローワークとの連携による求人情報の提供とともに、県との共催による技術講習を実施してまいります。

また、沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（ゆいワーク）やシルバー人材センターと連携し、勤労者の福祉の向上と高齢者の雇用を促進してまいります。

(2) 農水産業の振興

次に、農水産業の振興でございます。

漁業につきましては、フィッシャリーナ整備事業を着実に進捗させ、漁業とマリン産業を融合させることにより、水産業をはじめとした地場産業の振興を図ってまいります。

水産業と観光・レクリエーション等のマリン産業との連携を図るため、うみんちゅワーフを新たな拠点として、

特産品販売所の設置、水産物の提供等を行い、他産業との連携による新たな海業の展開を図ってまいります。

農業につきましては、町民が野菜や花等を栽培して、自然と触れ合うことにより、農業に対する理解を深めていただくとともに、町民が交流する場として町民農園整備事業を推進してまいります。

(3) 駐留軍用地の返還と跡地利用の推進

次に、駐留軍用地の返還と跡地利用の推進でございます。

平成25年4月5日に共同発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」においては、本町に關係する施設は、「陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム」、「キャンプ桑江」、「キャンプ瑞慶覧」における「施設技術部地区内の倉庫地区の一部等」及び「インダストリアル・コリドー地区」となっており、全面積は156ヘクタールでございます。

本町における駐留軍用地跡地の利用をより効果的に推進するため、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）」に基づき、「返還前の埋蔵文化財・環境調査及び汚染等に関する原状回復措置の徹底」を日米両政府に求めてまいります。

また、国や県との連携を図り、既に事業が進んでおります国道58号の拡幅事業や県道24号バイパス整備事業が円滑に進捗できるよう取り組んでまいります。

特に、北谷城（ちやたんぐすく）

等の貴重な歴史的資源については、地権者との連携のもと、国史跡としての指定に向け、国と協議を進めてまいります。

返還の規模や地形、形状、時期等、条件が厳しい中、本区域における跡地利用を有効に活かせるための手法・制度・財源につきましては、国の責任の下、その方策について要請するとともに、特に急傾斜地等の貴重な既存緑地の保全についても地権者や県と連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

キャンプ桑江南側地区においては、義務教育施設用地の確保に向け、用地の先行取得を進めるとともに、関連産業の立地による雇用の確保とともに、環境・福祉・教育に配慮した町民が暮らしやすい快適なまちづくりを推進してまいります。

キャンプ桑江北側地区においては、着実に「桑江伊平土地区画整理事業」を実施してまいります。

3 色々な絆で支え合い

誰もがいきいきと

住み続けられるまち

第3の目標は、「色々な絆で支え合い誰もがいきいきと住み続けられるまち」でございます。

(1) 子育て支援

子育て支援につきましては、平成27年度から施行される子ども・子育て新制度に係る、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施

できるように取り組んでまいります。

また、待機児童解消のための取組である宮城地区の「つばみっ子保育園」建設を引き続き促進するとともに、認可外保育施設を活用した待機児童解消加速化プランへの取り組みを推進し、多様化する保育ニーズの対応に努めてまいります。

近年課題となっている発達への気になる子への発達支援につきましては、上勢保育所に併設した「育ちの支援センター」を拠点として、乳幼児期の早期発達支援体制の強化を図ってまいります。

認可保育所におきましても、発達の気になる子や障がいをもつ子どもなど、特別な支援を要する児童を受け入れられるよう、引き続き推進してまいります。

次に、「ちやたん子ども・子育て応援プラン」に基づき、地域全体で子育てを支援していく環境づくりを推進するため、子育て支援センター、児童館、放課後児童健全育成事業等の充実に努めてまいります。

子育て家庭の経済的負担の軽減策のため、低所得者を含めたひとり親家庭等に対するファミリーサポートセンター利用助成制度の推進を図ってまいります。

また、ひとり親家庭等の放課後児童クラブの利用料の保護者負担軽減事業を実施し、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭等の就業及び自立を促進してまいります。

さらに、認可外保育施設の保護者の負担軽減を図る支援制度につき

ましては、第3子以降が認可保育所に入所した場合と同様、無料となるよう拡充してまいります。

「北谷町要保護児童対策地域協議会」（通称：子どもセーフティーネット）による、妊娠期から出産、子育て等にかかる相談体制のさらなる強化を図り、児童虐待の未然防止を推進してまいります。

子どもの健やかな育成を支援するため、乳幼児健康診査事業の充実を図るとともに、「子ども医療費助成事業」につきましては、自動償還払いを導入し、窓口での医療費助成申請に係る保護者の負担軽減を図ってまいります。

さらに、中学卒業までの通院にかかる医療費助成については、早期実現に向け取り組みます。

また、妊婦健康診査の公費負担を継続し、妊産婦の健康管理の向上を図ってまいります。

(2) 健康づくりの推進

次に、健康づくりの推進でございます。 「第2次健康ちやたん21」に基づき、「住んで楽しい 人が生きづく 元気な町 ちやたん」を理念に、「健康寿命の延伸」を目標として、各種健康施策を推進することで、町民一人ひとりが健康づくりを実践し、健やかで明るく活動にみちた北谷町を目指してまいります。

乳幼児から高齢者まで健康で楽しく暮らせる環境づくりを図るため、保健相談センターの保健師体制を地区担当制とし、「地域とのつながり、地域資源の活用による健康づくり」

を推進するとともに、引き続き特定健診及びがん検診の受診率の向上に取り組んでまいります。

また、おたふくかぜや水痘（水ぼうそう）ワクチン接種、75歳以上の成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成事業を引き続き実施し、感染症予防対策の充実を図ってまいります。

さらに、保育所、児童館、学校及び地域と連携した包括的かつ一貫性を持った食育の充実を図ってまいります。国民健康保険事業の徴収率の向上、医療費の適正化、ジェネリック医薬品の普及を進めてまいります。国民健康保険葬祭費の助成と後期高齢者医療被保険者への葬祭費助成を継続し、町民の負担軽減を図ってまいります。

次に、福祉の充実でございます。地域福祉につきましては、その主な担い手である社会福祉協議会への支援を強化するとともに、生活困窮者等に対する相談支援や制度の周知に努めてまいります。

障害福祉につきましては、「障害のある人もない人も分け隔てられることなく、すべての町民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、障がいのある人の社会参加と自立支援等の施策を推進してまいります。

「第3次障がい者計画及び第3期障害福祉計画」に基づき、相談支援の充実強化、障がい者支援ネットワークの構築等を図り、障がいのある人のすべてのライフステージを通じた切れ

目のない連続した支援ができるよう体制づくりを強化してまいります。

また、「障がい者虐待防止センター」においては、障がいのある人に対する虐待防止と権利擁護事業を推進してまいります。自立支援給付や地域生活支援事業等各種サービスをはじめ、就労、居住支援等につきましては、障がいのある人が適切なサービスを受けられるための支援と障がい者地域活動支援センター事業を充実してまいります。

高齢者福祉につきましては、「すべての高齢者がそれぞれの立場で地域社会に貢献し、地域社会とともに生きていく」ことに喜びを感じる北谷町」を目指すための施策を推進してまいります。

「第6次高齢者保健福祉計画」に基づく諸施策を着実に実行していくため、「自助・互助・共助・公助」の機能と役割を整理しながらそれぞれの機能を活かし、地域と協働で実践できる仕組みづくりを推進してまいります。

昨年度、各地区の町民と協働で作成しました地域プランの取組を推進してまいります。

4 誰もが住みたくなる

快適で安全・安心なまち

第4の目標は、「誰もが住みたくなる快適で安全・安心なまち」でございます。

(1) 都市基盤の整備

都市基盤の整備につきましては、「安らぎ」と「安全・安心」に満ちたまちづくりを進めるため、「住んでいてよかった」、「ずっと住み続けたい」と実感できるまちづくりを引き続き推進してまいります。

子どもや高齢者、観光客等の移動手段の確保や利便性向上のため、コミュニティバスの導入を推進します。

「北谷町緑の基本計画」に基づき、安全で安定した水を供給すると共に、桑江伊平土地区画整理地区の汚水、雨水排水の整備を継続してまいります。道路施設や下水道施設が年々老朽化しているため、快適で安全性の高い道路の維持管理に努めるとともに、「下水道長寿命化計画」に基づき、老朽化した下水道施設の改築・更新事業等を推進してまいります。

長年の懸案事項であった白比川改修事業につきましては、河口側から順次改修が行われることが決まっております。今後も引き続き事業主体である県や関係機関と連携し、大雨時の洪水対策に取り組むとともに、北前地区の高潮対策である護岸改修につきましても取り組んでまいります。

(2) 墓地対策・火葬場建設

次に、墓地対策・火葬場建設でございます。

個人墓の散在化につきましては、都市計画や土地利用を進める上で課題となっていることから、公共事業実施に伴う対象墳墓の移転促進や点在する墳墓の集約化を図り、新川墓地公園の活用を推進してまいります。本町における墓地の望ましい在り方についての指針を示すことを目的として、「墓地整備基本計画」の策定に取り組んでまいります。

現在、沖繩県が行っている墓地、火葬場等の経営の許可等に関する事務につきましては、町民生活に密着した市町村が墓地等の許可権限を持つことが望ましいと考えているため、町への権限移譲を受けていきます。

また、本町には火葬場がなく、町民は町外の火葬場の利用を行なっているため、費用負担の軽減等が課題となっております。町単独による建設及び施設運営は厳しいため、近隣市町村と共同での建設に向けて取り組んでまいります。

(3) 消防・防災

次に、消防・防災でございます。防災行政につきましては、西海岸地域の津波災害対策として、新たに町営砂辺住宅を加えた民間施設35棟の津波避難ビルと合わせ、一時避難者約2万8千人の収容を確保が可能になりました。災害時、嘉手納基地への立ち入りが可能となる現地実施協定の締結実現に向けての取り組みとともに、栄口区防災レンジャー

の結成による防災啓発の実施など、本町防災行政の一層の充実を図ることができました。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、「自助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、地域の防災対応能力として自主防災組織の結成や災害時要援護者の支援体制づくりを計画的に推進してまいります。

地震・津波といった大規模な自然災害によって生じる被害を最小限に食い止めるためには、防災マップを活用し、危険箇所の把握、避難場所の指定等の周知を図る必要がございます。避難ビルの指定、避難経路の確認や地域に根ざした防災訓練を実施するとともに、災害等に適切に対応できるように取り組んでまいります。

また、災害発生時の緊急通報と応急対策のため、通報機器、防災資機材等の充実を図ってまいります。

「災害対策基本法」に基づき、町民の生命、身体や財産の保護を具体的に、実践的に対応できるように消防と連携し、「北谷町地域防災計画」に沿った事業の推進を図ってまいります。

(4) 防犯

次に、防犯でございます。町民、地域、事業者と総ぐるみで安全な生活の確保について取り組むことが重要であるとの認識に立ち、今後も地域や事業者と連携した防犯活動を推進してまいります。沖縄県が制定した「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」を主軸に、「ちゅらさん運動」を推進してまいります。

防犯リーダーの育成、防犯活動の推進、青色回転灯装備車による防

犯パトロールの継続実施、地域における防犯組織設立、活動等を支援し、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

また、「北谷町暴力団排除に関する条例」に基づき、町民や関係機関とも連携を図りながら、暴力団排除に関する広報、啓発活動等の諸施策を推進してまいります。

(5) 交通安全

次に、交通安全でございます。町民の生命と財産を守り、安全で住みよいまちをつくるための町民総ぐるみの交通安全運動を引き続き推進してまいります。

交通安全対策の根幹をなす法令の遵守、マナーアップを図るため、交通安全思想の普及、啓発活動を推進するとともに、交通安全指導員による街頭指導及び広報活動を充実してまいります。

また、関係機関と緊密に連携し、依然後を絶たない飲酒運転の根絶と交通事故の抑止、暴走行為の追放等を図ってまいります。

5 自然とともに生きるまち

第5の目標は、「自然とともに生きるまち」でございます。

各施策や事業においては、廃棄物の減量化、再利用化、再生利用及びクリーンエネルギーの活用に取り組み、環境に配慮した施策や事業を推進してまいります。

クリーン指導員によるごみ適正排出の指導、不法投棄防止活動、環境パトロール等を強化し、ごみの減

量、再利用及び再生利用を促進してまいります。

特に、事業系ごみにおける分別の推進や草木(くさき)類資源化処理の推進により、ごみの減量化を図り、循環型社会の形成を推進してまいります。

「北谷町地球温暖化防止実行計画」に基づき、本町の事務事業における温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止対策に努めてまいります。

6 豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツ

第6の目標は、「豊かな心と夢あふれる教育・文化・スポーツのまち」でございます。

国際性豊かな人材の育成につきま

(1) 国際性豊かな人材の育成

しては、英語教育について、英語に触れ慣れ親しませ、語学力向上を図るため、全幼小中学校に英語指導助手(AET)を配置し、小学校で教育課程特例校を活かした英語科の授業の充実と中学校英語教育との連携を図ってまいります。

また、小学校においては、オーストラリアの小学校とのテレビ会議などを通じた国際理解教育及び学校間交流を推進してまいります。

中学校においては、「英語スピーチ並びにカンバセーションコンテスト」及び「英国派遣交流事業」を推進し、また、中高生を対象とした人材育成の取り組みとして、「ハワイ短期留

学派遣事業」を推進し、次代を担う中高生の国際性豊かな人材育成及び国際社会に適応する能力と資質向上を高めるとともに、「ハワイ短期留学派遣事業」においては、嘉手納町と連携し、ハワイ北谷・嘉手納町人会との交流を図ってまいります。

さらに、本町の中学生の英国派遣交流校である「デイン・マグナス・スクール」との協定に基づき、隔年ごとに予定される英国の中学生の派遣受け入れの相互交流を推進し、国際化に対応できる人材育成のさらなる充実・強化を図ってまいります。

また、近隣の基地内のアメリカンスクール等の交流も含めて、学校の要望や実態に応じた交流への支援を進めてまいりたいと考えております。



▲英国デインマグナススクールからの訪問団

(2) 青少年健全育成

次に、青少年健全育成でございます。児童生徒が家庭・学校・地域社会において、健全な育成が図られるよう

青少年支援センターを中心とした関係機関が連携し、不登校や気になる児童生徒等の対応を図ってまいります。

また、青少年健全育成協議会を中心に関係団体等と連携を図り、青少年の諸団体活動、地域活動、社会体験活動への参加等を促進し、青少年の健全育成を強化してまいります。

児童生徒への支援体制といたしましては、生徒指導上の課題改善のために様々な環境に働きかけ、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを配置してまいります。

また、放課後の児童の安全、安心な居場所づくりのため、「放課後こども教室」を引き続き推進してまいります。

(3) 学校教育

次に学校教育でございます。地域の実態等を踏まえた幼稚園教育の充実を図るため、幼稚園における預かり保育の推進と複数年保育の実施に向けて取り組んでまいります。

幼小中学校に在籍する発達障がい等により支援を要する幼児児童生徒に対しましては、引き続き安全面と学習活動を補助する特別支援教育支援員や巡回相談指導員の派遣を行い、安全面や学習活動上の教育的支援の充実を努めてまいります。

学習支援体制といたしましては、授業内容をきめ細やかにサポートする学力向上学習支援員、学習に遅れのある児童生徒に対して放課後補習等を行う放課後学習支援員を派遣してまいります。

また、日本語の定着が不十分な児童生徒の支援を行い、児童生徒の学力の向上に努めてまいります。

(4) 社会教育

次に、社会教育でございます。生涯学習の情報や多様な生涯学習の機会を提供することにより、町民のニーズに即した講座や教室等の充実を図ってまいります。

また、「社会教育法」に基づき、「社会教育関係団体の求めに応じて、専門的技術的指導や助言を与える」とともに、社会教育における諸団体の活動を支援してまいります。

町立図書館につきましては、図書館の資料の充実とともに、ブックスタート事業を推進し、町民の読書に対する啓発と書物に親しむ環境づくりを推進してまいります。

特に、子どもたちの読書活動につきましては、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、保育園、幼稚園、児童館、小学校、中学校、図書館との連携を図り、読書活動の充実を図ってまいります。

(5) 文化行政

次に、文化行政でございます。

町民が郷土の歴史や文化に触れ、地域文化、地域資源を活かしたまちづくりを推進するため、国指定史跡伊礼原遺跡や町立博物館の整備に取り組みまいります。平成31年度を予定とする返還合意がなされたキャンブ瑞慶覧の一部返還には、北谷城が含まれ、地権者や国・県と連携しながら保存活用に努めてまいります。

また、本町に昔から伝わる民俗文化を掘り起こし、その継承・活用により伝統芸能の振興を図るとともに、芸術文化を振興するため、すぐれた音楽や演劇を鑑賞する機会を提供し、町民の文化芸術活動を積極的に支援してまいります。

(6) 社会体育

次に、社会体育でございます。町民一人一スポーツを基本とした、町民の健康づくりやスポーツの推進、学校体育施設の開放事業、スポーツ団体や指導者の育成を推進してまいります。

また、町内にある体育施設を積極的に活用していただけるよう、スポーツに親しむ施策を推進するとともに、町民の健康増進の向上を図ってまいります。

(7) 学校給食

次に、学校給食でございます。安全・安心な学校給食の提供を行うため、調理場における品質管理や衛生管理の徹底を図ってまいります。

また、子育て支援施策のひとつとして、本町の小中学校に在籍している町内在住の第3子以降の児童生徒の学校給食費の全額補助を実施してまいります。

(8) 教育施設

次に、教育施設でございます。学校教育施設の安全・安心、快適な教育環境の整備を図るため、浜川幼稚園改築事業、北谷第二小学校改築事業等を推進してまいります。

また、耐震対策として、北谷第二小学校屋内運動場耐震補強設計、桑江中学校屋内運動場耐震診断調査に取り組みまいります。

社会教育施設につきましては、宮城、砂辺地区公民館の耐震調査、桑江地区公民館の空調設備の設置に取り組み、町民の安全性と利便性を図ってまいります。

学校給食施設につきましては、老朽化の進む学校給食センターの建替えを推進するとともに、既存施設・設備等の調理環境の改善等整備を図ってまいります。

協働のまちづくりと 行財政運営

次に、6つのまちづくりの目標を実現するための協働のまちづくりと行財政運営でございます。

協働のまちづくりににつきましては、町民が継続的に地域活動やまちづくり活動に取り組むことにより、町民が参加しやすいまちづくりを進めてまいります。

行財政運営につきましては、厳しい財政状況の中で行財政運営には既存の施設や資源を活用しながら、限られた財源をより効率的かつ効果的に運用することが求められております。

多様化する行政ニーズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力を高めるとともに、行政運営体制の継続的な検討、財政の健全化等の行財政改革が課題となっております。

財政運営では、各分野の歳出経費の抑制と効率化に努めてまいります。自主財源の根幹をなす町税につきましては、課税客体の確実な把握と適正な評価、公正な課税、納期内納付等の更なる推進を図り、徴収率の更なる向上を目指してまいります。また、町民の利便性向上のためのコンビニ収納を導入します。

情報公開は原則公開の基本方針の下、積極的に情報公開に取り組み、町政に関する情報を町民が容易に得られるよう広報紙やホームページ等の活用、リニューアルに努めてまいります。

今後とも経常経費削減と事務の効率化等を図るため、共同して取り組むことにより効率化が見込まれる事務事業の広域的な対応を図るとともに、関係市町村と連携し、広域行政の推進を強化してまいります。

次に、今議会に提案いたします議案について御説明申し上げます。平成26年度予算につきましては、これまで申し上げました諸施策を中心に、

一般会計

13, 467, 600千円

国民健康保険特別会計

3, 757, 531千円

後期高齢者医療特別会計

294, 714千円

公共下水道事業特別会計

780, 782千円

水道事業会計

943, 695千円

の規模となっております。

また、平成25年度予算につきましては、義務的経費とその他の経費の過不足額を補うため、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計外3件の特別会計補正予算を提案しております。

なお、補正予算の議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。予算以外の議案といたしましては、7件を提案しております。

以上、町政運営に当たりましての所信の一端と平成26年度における主要施策の概要並びに議案の説明をいたしました。町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月5日
北谷町長 野国昌春



▲施政方針を表明する野国町長

北谷町例規情報 平成25年10月～12月

平成25年10月から平成25年12月までに公布・公表された例規を紹介します。例規の内容は「北谷町例規集」に収録されているほか、ホームページでも公開しています。http://www.chatan.jp/reiki/reiki_menu.html
公布・公表した例規一覧（平成25年10月～平成25年12月）

No.	例規番号	施行年月日	例規名称（※は新制定）	所管課
1	条例第25号	H25.12.20	北谷町附属機関設置条例の一部を改正する条例	総務課
2	条例第26号	H26.1.3	北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	子ども家庭課
3	条例第27号	H26.1.3	北谷町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	施設管理課
4	条例第28号	H25.12.20	北谷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	施設管理課
5	条例第29号	H25.12.27	北谷町特定駐留軍用地内土地取得事業基金条例 ※	企画財政課
6	条例第30号	H25.12.27	北谷町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例 ※	企画財政課
7	規則第37号	H26.4.1	北谷町子ども医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭課
8	規則第38号	H25.12.6	北谷町行政組織に関する規則の一部を改正する規則	総務課
9	規則第39号	H25.12.6	北谷町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	総務課
10	規則第40号	H26.1.1	北谷町美浜駐車場管理運営事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則	経済振興課
11	規則第41号	H26.1.3	北谷町母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭課
12	規則第42号	H25.12.20	北谷町子ども・子育て会議規則 ※	子ども家庭課
13	規則第43号	H25.12.27	北谷町特定駐留軍用地内土地取得事業基金管理規則 ※	企画財政課
14	規則第44号	H25.12.27	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令第5条ただし書の規定による規模を定める規則 ※	企画財政課
15	規則第45号	H25.12.27	北谷町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金管理規則 ※	企画財政課
16	規則第46号	H25.12.27	北谷町特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	総務課
17	告示第169号	H25.12.1	北谷町育ちの支援センター運営要綱 ※	子ども家庭課
18	告示第171号	H26.1.1	北谷町固定資産税の過誤納金返還金支払要綱 ※	税務課
19	告示第173号	H26.4.1	北谷町高齢者保健福祉計画共同推進事業補助金交付要綱 ※	福祉課
20	告示第174号	H26.4.1	北谷町食生活改善推進協議会運営費補助金交付要綱 ※	保健衛生課

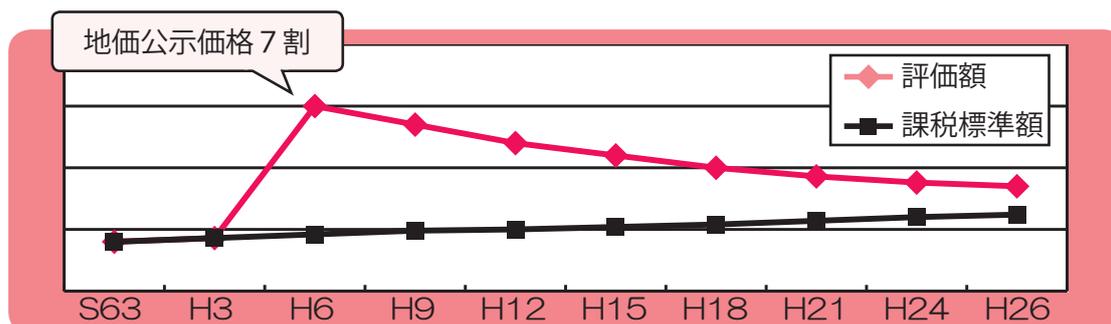
●お問い合わせ 北谷町役場総務部総務課 行政係 TEL 936-1234（内線129）

固定資産税（土地）についてのお知らせ！

土地の評価水準は、地価公示価格より相当に低い水準で評価されていましたが、平成6年度の制度改正により評価額を地価公示価格の7割程度とするよう全国的に統一されました。

この改正により生じた評価額と課税標準額の開きについて、課税標準額を一気に引き上げるのではなく、**課税標準額を緩やかに評価額に近づけていく負担調整措置**が行われています。

そのため、平成26年度においても一部の土地については、税額の上昇が見込まれますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。



お問い合わせ 税務課 資産税係 TEL 936-1234（内線193・194）

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです。 平成26・27年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、年々増加する医療費の動向を踏まえて、2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率については、約26億円の剰余金見込額を活用し、据え置きとすることが決定されました。

また、保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

高齢者の皆さまには、ご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26・27年度保険料率

所得割率：8.80% 均等割額：48,440円 (平成20年度より据え置き)

保険料賦課限度額

平成26年度(改正後)：57万円 平成25年度(改正前)：55万円 前年度比：+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日開催、「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合協議会定例会」において可決されました。(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

●お問い合わせ 沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 963-8012

北谷町国民健康保険、後期高齢者医療保険加入の皆さまへ

平成26年度 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの助成がはじまります!

平成26年度、北谷町国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方々に対するあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの助成がスタートします。

対象者 : 北谷町国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者

※ 保険税(料)の滞納がある場合は助成できません。

助成金額 : 1回の施術につき1,000円(年間12回まで) ※ 差額分は自己負担です。

助成期間 : 平成26年5月1日(木)～平成27年3月31日(火)

利用方法

保健衛生課 国民健康保険係
で利用券を申請

北谷町が指定する施術所に問
い合わせ(下表他)

施術所で健康保険証と利用券
を提示、施術を受ける

北谷町が指定する施術所(町内)

施術所名称	住所	電話番号
砂辺針灸治療院	字宮城1番地67	936-8731
北谷鍼灸院	字吉原1161番地	936-3892
あかり整体院	北前1丁目11番地11	936-0829
こりこり鍼灸整骨院	北前1丁目2番地7津嘉山ビル201	936-6803
桐ちゃんのとて	字吉原1106番地	926-4483

●お問い合わせ 保健衛生課 国民健康保険係 936-1234(内線244、246)

沖縄県後期高齢者医療広域連合から緊急のお知らせ

「還付金詐欺にあっていませんか？」

注意!

ATM を操作させる還付金詐欺が急増中!

ATM で携帯電話を掛けている方
〈詐欺にご注意ください!〉

ATM の操作の前にもう一度ご確認を

沖縄県内で役場や社会保険事務所の職員を名乗っての振込詐欺が急増しています。

不審に思った際は、北谷町役場保健衛生課(936-1234内線246)へお問い合わせください。

美浜区 スポーツクラブ交流会



美浜区広報通信員 松山 エイ子

2月11日、スポーツクラブの交流会が行われました。当初はフィッシャリーナにてグラウンドゴルフを予定していましたが、前日から続く悪天候により、場所を公民館に移し、室内ということで種目も輪投げに変更されました。輪投げというと、子供の遊びという印象が強いですが、やってみると中々難しく、ビンゴのように三列並べると得点が倍になる等、ルールも工夫されており、特にお父さんチームが熱中して得点を競いあっていました。爽やかな汗をかいたあとは、恒例の泉の会のメンバーお手製の温かいソーキ汁をみんなで仲良く美味しく頂きました。

宮城区 災害時合図用「梵鐘」の寄贈

2月8日(土) 宮城区公民館において、故古謝 好章 様の御兄弟の皆様から宮城区へ自主防災(災害時) 合図の鐘として、梵鐘を寄贈していただくことになりました。故古謝様は長年宮城区の地域活動に積極的に尽力され、「亡くなった後自分の財産を地域のために活用してほしい」という御遺志があり、御兄弟の皆様から寄贈していただく運びとなりました。寄贈いただきました梵鐘は、宮城区の防災訓練を通じて防災意識の向上や万一の際、自主的に避難していただく合図の鐘として、有効に活用してまいります。故古謝様のご冥福と御兄弟の皆様のご協力に感謝申し上げます。



宮城区

北前区 餅つき大会



北前区広報通信員 川島 素乃子

1月26日(日)、北前区公民館にて餅つき大会が行われました。つきたての美味しいお餅を楽しみに、たくさんの親子連れが集まり、子供達が順番に杵を振るい、美味しいお餅をついてくれました。町民の皆さんによる、豪勢なマグロのカマ焼きと焼きそばも振る舞われ、大人も子供もお腹いっぱいで大満足。公民館内では、アダン葉を編んで使ったボール作り教室も行われ、自分で作ったボールをレーンで転がして距離を競う「ガラガラスラップ(ガラガラ勝負)」も行われ、子供達が熱中して競争していました。

栄口区 県内初! 夜間防災訓練

2月23日(日) 午後6時30分、栄口区夜間防災訓練が行われました。今年で3年目となる訓練ですが、会議などで夜間での避難に不安を覚えるという意見が多かった為、今回夜間防災訓練を実施することになりました。参加者は高齢者から幼児まで幅広く、大勢の区民が薄暗い中、懐中電灯の灯りで受付をしたり、AED講習や、消火訓練、車イスを使っての要援護者避難など体験しました。自然災害はいつ何時起こるかわかりません。いつも危機意識を持ち、まずは自分の命を守り、それから互いに助け合いましょう。その為にも年一回の防災訓練はとても大切です。



栄口区広報通信員 弓削 克江

上勢区 「ふれあい市場」



上勢区広報通信員 荻堂 三恵子

2月16日(日) 上勢区公民館駐車場で「ふれあい市場」が、開催されました。元気なお年寄りを応援し区民との交流を目的とした「ふれあい市場」は、お年寄りの皆さんが育てた新鮮で旬な野菜がたくさん出店されました。初めての試みとあって多くの区民の方々が訪れ、開始から約1時間ほどでほとんどの野菜が売り切れるほどの大盛況でした。高齢者福祉推進委員の與那覇政喜さんを中心とした実行委員会の皆さんのご協力で行なわれたこの企画は、生産者と身近に“ふれあえる”そして多くの区民が楽しくゆんたくし“ふれあえる”広場として今後も続けていきたいと意欲満々でした。今回この市場の横断幕を寄贈していただいた屋良朝助さんにもお礼申し上げます。

北玉小学校100周年記念式典・祝賀会

2月23日(日)、町立北玉小学校の創立100周年記念式典・祝賀会が開催されました。北玉小学校の栄えある100年の歴史を祝うとともに、先人達が築いてきた輝かしい伝統を正しく継承し、北玉っ子の新たな飛躍につなげるため開催された今回の式典・祝賀会には、保護者、教職員、卒業生、地域の方など600名あまりが参加しました。

祝賀会では、80周年記念の際に卒業生らにより埋められた泡盛が掘り出され、来場者へ振舞われました。また、卒業生からの聞き取りにより再現された戦前の2つを含めた4つの校歌をそれぞれの時代の卒業生が斉唱しました。

式典の中で、児童会代表の山川凛さんは、「(北玉小学校が)150年、200年と素晴らしい学校に発展していくことを願っています。」と喜びと期待の言葉を述べました。



▲80周年記念の泡盛の感想を述べる大湾校長



▲祝賀会会場の様子

キャンプ瑞慶覧を災害時避難路として使用する 運用手続きの署名式を行いました。

本年3月11日、野国町長と米軍キャンプ瑞慶覧のキャサリン・エステス司令官は、津波などの災害が発生した際、同基地内を避難経路として使用する運用手続きを定めた取り決め書に署名しました。

これは、北谷町と宜野湾市が、平成24年11月5日、海兵隊との間に締結した災害時の基地内通行に関する協定に基づくものです。

署名式の中で、野国町長は、「東日本大震災の記憶を風化させることなく、引き続き、災害に強いまちづくりを推進し、町民の皆さまの安全確保に努めていく。」とあいさつしました。



▲署名を行ったキャサリン司令官(左)と野国町長(右)

北谷町ふるさと応援基金に寄附を頂きました

12月16日(月)、株式会社德里産業様より「北谷町ふるさと応援基金」へ500,000円の「ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)」を頂きました。

「北谷町ふるさと応援基金」は、「ニライの都市」づくりを推進するべく、平成20年に創設されたもので、北谷町のまちづくりを応援してくれる方々から寄附を募っているものです。この基金への寄附金は、用途を指定することが可能で、今回の寄附金は、株式会社德里産業様の希望により「将来を担う子どもたちの育成に関する事業」に活用されることになっています。

「ニライの都市」づくり推進のため「北谷町ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)」のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



▲寄附金贈呈の様子

福祉だより

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要とするなど、特別の負担を軽減する一助として、在宅の重度障がい児・者に対して、障害児福祉手当・特別障害者手当を支給しています。原則として、障害児福祉手当・特別障害者手当認定診断書により認定します。以下、その制度について紹介します。

支給対象者	障害児福祉手当 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする（日常生活身の回りのことに介護を必要とする方）20歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 （１）施設に入所（通所を除く。）している場合。 （２）政令で定める公的年金を受給している場合。 ※ 3歳未満の知的障がい児からの申請に関しては、正確な判定が難しいので却下となることがあります。却下になった場合は、3歳以上になった時再申請できます。3歳未満で申請するか、3歳以上で申請するか検討した上で申請することをおすすめします。 障害程度目安 身体障害手帳1、2級 精神保健福祉手帳1、2級（3級まで可能性はあります） 療育手帳全等級（A1、A2、B1、B2）
	特別障害者手当 精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする（日常生活、身の回りのことに介護を必要とする方）20歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象とはなりません。 （１）施設に入所（通所を除く。）している場合。 （２）病院又は診療所に3ヵ月以上継続入院している場合。 障害程度目安 身体障害者手帳1、2級 精神保健福祉手帳1、2級 療育手帳A1、A2
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。
手当額	障害児福祉手当 月額 14,180円
	特別障害者手当 月額 26,080円
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月分までの3ヵ月分を、届出た金融機関の口座に振り込みます。
申請手続	認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写し、認定診断書などの必要書類を添えて、福祉課へ提出して下さい。なお、認定請求書などは役場又は中福祉保健所地域福祉班にあります。申請に関する事など、ご不明な点は下記にお問い合わせください。 北谷町役場 福祉課 障害福祉係 電話 936-1234（内線231） 沖縄県中部福祉保健所 地域福祉班 電話 938-9886

重度訪問介護対象者拡大のお知らせ

障害者総合支援法の一部改正に伴い平成26年4月から、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害に対象を拡大します。詳しくは、福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉課 936-1234

障がい児(者)の歯科治療のご案内について

障害があるため日常の歯の健康管理が難しく、また意思表示が十分でないため一般の歯科医院での治療が困難な障がい児(者)の歯科治療を下記により実施します。

ご希望の方は、**4月24日(木)**までに役場福祉課障害福祉係まで申込みください。

- ※ 全身麻酔下での治療ですので、麻酔治療で体に異常をきたさないかどうか事前に予備検診を行い、対象者を決定します。施設に入所している方も受けられます。
- ※ 予備検診(5月上旬予定)⇒本検診(5月中下旬予定)の2回の検診があります。検診にかかる費用は自己負担になります。

〈全身麻酔下歯科治療実施期間等〉

期 間：平成26年6月4日(水)～7月2日(水)

場 所：県立北部病院

対象者：一般歯科治療が困難な障がい児(者)(障害の程度は問いません)

○お問い合わせ

沖縄県 福祉保健部 障害保健福祉課 866-2190

沖縄県歯科医師会立口腔衛生センター 879-8350

※沖縄県歯科医師会立口腔衛生センターの電話番号は4月17日以降、888-0648に変更になります。

※治療内容、費用負担等のお問い合わせは、沖縄県歯科医師会立口腔衛生センターまでご連絡ください。

認可外保育施設 保護者負担軽減制度のお知らせ!

認可外保育施設 保護者負担軽減制度とは・・・

北谷町では、認可外保育施設に入所する要保育児童の保護者の負担軽減を図るため、保育料の一部を助成しています。

★**対象児童**：次の①～③の要件を全て満たしている児童が対象となります。

- ① 北谷町に居住し、かつ住民票があること。
- ② 認可外保育施設の利用日数が1月に15日以上であること。(月極保育契約)
- ③ 保護者のいずれもが就労・病気療養等の理由により、児童を家庭で保育できない状況であること。

6.5歳未満の祖父母が同居している場合(世帯が別であっても同一敷地内に居住している場合は同居とみなします。)は、祖父母にも同様の要件が必要になります。

〈就労以外の要件について〉

- ◇ 出 産・・・出産月をはさんで前3ヵ月、後6ヵ月の通園が対象となります。
- ◇ 通 学・・・自宅学習や通信教育、カルチャーセンターは除きます。
- ◇ 看 護・・・入院で病院が完全看護の場合は対象外となります。
- ◇ 求職中・・・対象外となります。

★**対象認可保育施設**：沖縄県知事へ設置の届け出をしている認可外保育施設(ただし以下のものを除く)

- 企業や病院でその従業員の乳幼児を対象とする施設(事業所内施設)
- 乳幼児の定員が5人以下の施設

★**助成額**：同一世帯の就学前児童数に応じて

1人目 [月額1,000円]

2人目 [月額2,000円]

3人目以降 [保育料の全額]

(入園料、延長保育料、保護者会費等は対象外となります。)

※ 3人目以降分を申請する際は、保育できない状況を確認するための書類(勤務証明書等)を提出していただきます。

★申請方法

交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、保育施設からの納入証明を受けたのち、子ども家庭課へ、下記の期限までに提出してください。

第1期(4月から6月分まで) 7月末日 **第2期**(7月から9月分まで) 10月末日

第3期(10月から12月分まで) 翌年の1月末日 **第4期**(1月から3月分まで) 4月10日

★お問い合わせ 子ども家庭課 936-1234 (内線254) ★



平成26年度から拡充します!

ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業のご案内

ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業とは・・・

北谷町では、学童クラブを利用する児童の保護者（ひとり親家庭等）の負担軽減を図るため、学童保育料の一部を助成しています。

対象児童： 次の①～④の要件を全て満たしている児童が対象となります。

- ① 北谷町に居住し、かつ住民票があること。
- ② 学童クラブの利用日数が1月に15日以上であること。（月極契約）
- ③ ひとり親家庭等（母子・父子・養育世帯）又は生活保護世帯であること

※ ひとり親家庭等については、児童の保護者が児童扶養手当を受給している又は北谷町母子及び父子家庭等医療費助成を受給しているものとする。

- ④ 保護者が就労・病気療養等の理由により、児童を家庭で保育できない状況であること。

対象施設： 北谷町放課後児童健全育成事業補助金を交付している学童施設

- ◎ ひだまり学童 ◎ なかよし学童 ◎ ふれんど学童 ◎ 学童教室太陽の子（本校・上勢校） ◎ つぼみっ子学童

助成額： 利用児童1人につき、その月の学童保育料の2分の1以内の金額（上限5,000円）

※学童保育料とは、おやつ代・送迎費用・習い事等を除いた金額となります。

申請方法 利用している学童クラブへ、学童利用減免申請書を提出して下さい。



★お問い合わせ 子ども家庭課 936-1234（内線254）★

ちやたんの景観づくり

こんにちは。北谷町都市計画課です。景観計画と景観条例が策定されました！

条例施行に伴い、平成26年6月1日以降に建築確認申請する一定規模以上の行為が届出対象となります。



届出対象行為

※詳細はホームページをご確認ください

建築物



高さ10mを超える等

工作物



擁壁・鉄塔・煙突等

開発行為



500㎡を超える等

その他

- ・土地の開墾、土石の採取
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石や廃棄物等の堆積
- ・水面の埋立て又は干拓

手続きの流れ

構 想 ・ 計 画

① 事 前 相 談 ・ 協 議

② 行 為 の 届 出

建 築 確 認 申 請 等 手 続 き

行 為 の 着 手

工 事 の 完 了

審査

審査事項

※詳細はホームページをご確認ください

高さ・配置（最高高さ等）
（謝対区・北玉区・宇地区区）

高さ 16m

色彩（明度8以上、彩度2以下）



形態・意匠（周辺環境に配慮）



緑化（敷地内の緑化等）



※地区計画等の定めがある場合は、地区計画等の規定に基づく

お問い合わせ：北谷町都市計画課 計画係 電話 982-7703

ホームページ（北谷町景観計画について）：<http://www.chatan.jp/yakuba/3/2800.html>

国民年金のお知らせ

ご存知ですか？「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」があります。

なお、「**学生納付特例制度**」「**若年者納付猶予制度**」ともに、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「**追納制度**」を利用されることをお勧めします。

(ただし、猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。)

保険料を未納のままにしておくと、老後に年金が受け取れなかったり、病気や不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受け取ることができない場合もあります。

詳しくは、住民課国民年金担当又はコザ年金事務所へお問い合わせください。

◇手続きに必要な書類

- ・ 学生証(コピー可)または在学証明書・・・「学生納付特例制度」を申請する場合
- ・ 印鑑(本人が署名する場合は不要)
- ※ 退職(失業)された方などは、離職が分かる書類(雇用保険受給者証など)も必要となります。
- ※ 他市町村から転入された方は、所得状況が分かるもの(所得証明書など)が必要な場合もあります。



国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業などにより保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

これまで、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででした。

平成26年4月からは法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)について、さかのぼって免除等を申請できるようになります。

また、失業などの特例免除の条件も改正され、対象期間が拡大されます。

詳しくは、住民課国民年金担当またはコザ年金事務所へお問い合わせください。

- ※ 「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。
- 申請する年度に対応する前年所得等に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
- 2年1ヵ月前までさかのぼって免除等申請ができるようになりますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○住民課 国民年金担当 TEL: 936-1234 (内線241・242)

○コザ年金事務所 TEL: 933-3437又は933-3438

平成26年度在沖縄米軍施設・区域内大学(基地内大学) 就学者の募集について

沖縄県国際交流・人材育成財団では、平成26年度在沖縄米軍施設・区域内大学(基地内大学) 就学者を募集しています。

大学名 : メリーランド大学他3大学で、短期大学、大学、大学院及びブリッジプログラム(語学研修講座)

募集人数 : 70人程度

募集期間 : 平成26年4月1日(火)～5月2日(金) 午後5時まで(郵送の場合も5月2日(金) 必着)

選考試験 : 第一次選考試験(TOEFL-ITP) 5月10日(土) 第二次選考試験(面接) 6月上旬

応募資格、応募手続き等詳しい内容は、沖縄県国際交流・人材育成財団へ問い合わせるかホームページをご確認ください。

お問い合わせ : 沖縄県国際交流・人材育成財団 942-9213 <http://www.oihf.or.jp/>



図書館だより

北谷町立図書館
TEL 936-3542
FAX 936-4567

図書館利用カードの更新について

「図書館利用カード」は毎年一度、更新の手続きが必要です。更新は4月から開始します。

※現在お持ちの「図書館利用カード」の有効期限は3月31日までです。

※更新して、4月以降も引き続き同じ「図書館利用カード」をご利用いただけます。

※更新の際は、本人確認のできる免許証、保険証、学生証など、現住所の確認ができるものの提示が必要です。

※在勤で利用登録をされている方は、「利用申込書」に勤務証明(会社印を押印)で再申請してください。在学中、利用登録をされている方は、学生証をお持ちください。

※引越しや転勤、卒業などの理由で、該当しなくなった方は、「図書館利用カード」をお返しく下さい。

★『団体貸出』を利用している団体も再申請が必要です。

第56回 こどもの読書週間

4月23日(水)～5月12日(月) 標語「いつもいっしょ、本といっしょ。」

4月23日は「子ども読書の日」として法律により定められています。これは国民の間に広く子どもの読書についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものです。

町立図書館企画

「トーベ・ヤンソン生誕100周年記念企画～ムーミン谷の世界」

展示期間：4/23(水)～5/11(日)

こどもの読書週間にちなんだお話し会

出演：よみきかせサークルはらっば

日時：4月26日(土) 午後2時

場所：図書館 おはなしのへや

～・～ 定例行事 ～・～

ブックスタート

日時：4月30日(水) 午前10時～午後2時

対象：生後4カ月(平成25年12月生まれ)の乳児とその保護者

場所：北谷町立図書館 会議室

4月のおはなし会

場所：図書館おはなしのへや

時間：午前11時～午前11時30分

・12日(土) ボランティア「ナルカ」によるおはなし会

・19日(土) 職員によるおはなし会

・26日(土) ボランティア「ナルカ」によるおはなし会

4月の休館日

・毎週月曜日 ・24日(木) 資料整理日

・29日(火) 昭和の日

★今月の新刊案内★

《一般向け》

- ★「お茶の歴史」 ヘル・ハバリ / 著
- ★「貼ってはがせる壁紙で自分好みの部屋づくり」 壁紙屋本舗 / 監修
- ★「庭先でつくるトロピカルフルーツ」 米本仁巳 / 著
- ★「だまし絵×立体がすごい! 3Dアートの描き方」 おまけたらふく舎 / 著
- ★「いつまでも美しく」 キャリソ・ブー / 著
- ★「片づけられない親のための幸せの生前整理」 辰巳渚 / 著
- ★「同時通訳者の英語ノート術&学習法」 工藤 紘実 / 編

《児童向け》

- ★「がっこうのおばけずかん」 斉藤 洋 / 作
- ★「えをかくかくかく」 リック・カール / 作
- ★「つぎのかたどうぞしおきくんのたびにつき」 飯野 和好 / 作
- ★「おたまじゃくしのしょうがっこう」 かこ さとし / 作・絵

《中学・高校生向け》

- ★「ナーダという名の少女」 角野 栄子 / 著
- ★「偽善のすすめ 10代からの倫理学講座」 パロ・マツアリ / 著

《郷土関係》

- ★「オールドテイストの家具と庭」 伊波 英吉 / 著
- ★「目指せ! 沖縄一周の旅 あいうえお大冒険」 東江 宗典 / 著
- ★「17歳のあなたへ」 福峯 静香 / 著

《視聴覚資料・DVD》

- ★「天のしずく」
- ★「スノーマン」
- ★「スノーマンとスノードッグ」

ご寄贈、ありがとうございました

- ★「大研究! 保険のすべて」 小川 京美 / 漫画
- ★「大研究! 馬は友だち」 野本 トロ / 漫画

老人福祉センター 行事・教室ありんくりん【4月】

1(火)	健康体操教室 9:30 太極拳教室 10:00 カラオケサークル 13:00 古典音楽教室 14:00	16(水)	レク指導者講習会 10:00 大正琴サークル 10:00 箏曲教室 14:00 民謡教室 14:00
2(水)	レク指導者講習会 10:00 大正琴サークル 10:00 箏曲教室 14:00 民謡教室 14:00	17(木)	書道教室 10:00 フラダンスサークル 10:00 老連囲碁クラブ 14:00
3(木)	書道教室 10:00 フラダンスサークル 10:00 老連囲碁クラブ 14:00	18(金)	健康体操教室 9:30 歌声サークル 10:00 琉舞教室 14:00 民謡愛好会 20:00
4(金)	健康体操教室 9:30 歌声サークル 10:00 琉舞教室 14:00 民謡愛好会 20:00	19(土)	
5(土)		20(日)	定期清掃
6(日)		21(月)	大正琴教室 10:00 男性レクサークル 10:00 民謡サークル 10:00 カラオケサークル 13:00 手芸教室 14:00 ギターサークル 19:00
7(月)	大正琴教室 10:00 男性レクサークル 10:00 民謡サークル 10:00 カラオケサークル 13:00 手芸教室 14:00 ギターサークル 19:00	22(火)	健康体操教室 9:30 太極拳教室 10:00 カラオケサークル 13:00 古典音楽教室 14:00
8(火)	健康体操教室 9:30 太極拳教室 10:00 カラオケサークル 13:00 古典音楽教室 14:00	23(水)	レク指導者講習会 10:00 大正琴サークル 10:00 箏曲教室 14:00 民謡教室 14:00
9(水)	レク指導者講習会 10:00 大正琴サークル 10:00 箏曲教室 14:00 民謡教室 14:00	24(木)	書道教室 10:00 フラダンスサークル 10:00 老連囲碁クラブ 14:00
10(木)	書道教室 10:00 フラダンスサークル 10:00 老連囲碁クラブ 14:00	25(金)	康体操教室 9:30 琉舞教室 14:00 民謡愛好会 20:00
11(金)	健康体操教室 9:30 琉舞教室 14:00 民謡愛好会 20:00	26(土)	
12(土)		27(日)	
13(日)		28(月)	ゲートボール審判講習会 9:00 歌声教室 10:00 民謡サークル 10:00 男性レクサークル 10:00 カラオケサークル 13:00 手芸教室 14:00 ギターサークル 19:00
14(月)	ゲートボール審判講習会 9:00 歌声教室 10:00 民謡サークル 10:00 男性レクサークル 10:00 カラオケサークル 13:00 手芸教室 14:00 ギターサークル 19:00	29(火)	昭和の日
15(火)	健康体操教室 9:30 太極拳教室 10:00 カラオケサークル 13:00 古典音楽教室 14:00	30(水)	大正琴教室 10:00

満60歳以上の高齢者がイキイキと楽しい時間と交流が持てるように各教室・サークルなどを行っています。

●お問合せ 北谷町老人福祉センター・北谷町老人クラブ連合会 TEL 936-3521

文化財資料室「このへんでひと休み②」

北谷町教育委員会 社会教育課
文化係 TEL 936-1234(内 342)

前は文化係の仕事について室内作業の流れを簡単に紹介しましたが、今回はさらに詳しく紹介したいと思います。遺跡から出てくる遺物には土器、石器、貝製品など様々なものがあります。一度発掘した遺跡はもう元には戻りません。そのために、私達の祖先の生活を記録に残す必要があるのです。始めに、出土した遺物の「洗浄＝洗い」があるのですが、私達は、昔の人々が使用した遺物を傷つけないように大切に洗います。たまには発掘で見逃された製品が見つかることもあります。「洗い」の作業ではどのような道具を使っていると思いますか？右に写真を載せました。多分、見たことがあるものばかりでしょう。私たちが普段使っているものが利用されていることがわかります。いろいろな道具を使って「洗い」の仕事をするのですが、遺物には固いもの、柔らかいもの、脆(もろ)いものなどがあって、それぞれ道具を使い分けています。たかが「洗い」、されど「洗い」なのです。「洗い」によって遺物がこわれてしまったら元も子もないのですから。「洗い」が終わると次はどんな作業があるのでしょうか？次回を楽しみに!!



▲「洗い」の道具



▲作業風景

助成 北谷町住宅リフォーム助成金 対象工事費の20% (最大20万円)

北谷町では、地域経済の活性化や居住環境の向上を図るため、増改築等費用の一部を予算の範囲内で助成します。

○申請できる人

- ①北谷町に住所登録をしている方
- ②対象となる住宅に居住している方
- ③申請者及び世帯員に町税等の滞納がない方

○対象となる住居 (賃貸は不可)

- 北谷町内にある住宅で以下のもの
- ①自己所有住宅
 - ②店舗・事務所等を併用する住居 (居住用部分)
 - ③マンション等 (個人専有部分)



○対象となる工事

- ①対象工事が10万円以上 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- ②増改築工事・設備工事・バリアフリー改修工事等の住宅リフォーム工事
- ③平成27年3月31日までに完了する工事
- ④北谷町内に本社のある施工業者 (町内個人事業者も含む。) が行う工事
※町内個人事業者とは、町内で事業を営む住民登録のある個人事業者
- ⑤国、県又は町の他の制度と併用していない工事 (太陽光発電設置は除く。)

○注意



交付決定後に工事着手するものが対象となります。すでに着工済、完成済の工事については、対象外となりますので、ご了承ください。

○対象となる工事例○	×対象とならない工事例×
1 既存住宅の増改築工事	1 建築資材等を購入し、申請者自らが施行する工事
2 給排水、換気、電気・ガスの設備工事 (太陽光発電装置設置工事を含む。)	2 移動又は取外し可能な製品の購入及び設置
3 屋根及び外壁の改装工事	3 電化製品 (エアコン・テレビ等) の購入及び設置
4 床材・内壁材・天井材の張替え等の内装工事	4 インターネット等の宅外回線引込工事
5 天井・屋根等の断熱改修工事	5 障子等の張替え及び畳の表替え・裏返し
6 外部及び室内建具の取替え工事	6 カーテン等設置して容易に利用できる工事
7 浴槽・バスユニット・洗面台等の改修工事	7 住宅と別棟の物置、車庫、カーポート等の工事
8 部屋の間仕切りの変更工事	8 植栽、剪定等の造園工事及びさく井工事
9 手すり設置等のバリアフリー改修工事	9 エントランス、門扉、塀、擁壁等の外構工事
	10 シロアリ駆除その他の防虫等
	11 ハウスクリーニング及び排水管清掃
	12 下水道への接続のみ行う工事

○応募



平成26年4月1日より応募開始します。
受付窓口 北谷町役場2階 商工観光課 商工労働係
受付時間 午前8時30分から12時、午後1時から午後5時15分まで (土・日・祝日を除く)
 応募は先着受付順とし、予算に達次第受付を終了します。
 詳しくは町ホームページをご覧ください。 <http://www.chatan.jp/yakuba/>
●お問い合わせ 商工観光課 商工労働係 982-7701
 町では、電話や訪問などによるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。

相談 人権・行政・町民無料法律相談
 今月は **17日 (木)** です。
毎月第3木曜日
 午前10時～12時、午後1時～4時
 北谷町役場1階レセプションホール
 ※予約は不要ですので、相談のある方は当日会場にお越しください。
●お問い合わせ 936-1234

相談 消費生活相談室
毎週木曜日
 午前10時～12時
 午後1時～4時
 北谷町役場2階201会議室
※相談は無料で、電話相談可
●お問い合わせ 982-7701

納税 4月は固定資産税の納期 (第1期) です。
納期限：平成26年4月30日
 ※納付書は納期限が過ぎてしまうと使用できません。
 ※納税のお問い合わせは税務課納税係まで。
●お問い合わせ 936-1234 (内線 195・196)

** 寄附 **

- 2月2日
北谷町自治会長連絡協議会
会長 井上 一男 様
28,800円 (町社協へ)
- 2月3日
北谷中学校20期生一同 様
還暦祝いの際の余利金と、同期生一同より感謝の気持ちとして
65,250円 (町社協へ)
- 2月6日
森山 朝信 様
5,000円 (町社協へ)
- 2月14日
匿名 様
1,000円 (町社協へ)
- 2月14日
仲地 修一 様
10,000円 (町社協へ)
- 2月20日
平成25年度叙勲受章合同祝賀会実行委員会 様
145,055円 (町育英会へ)
- 2月26日
瑞慶覧 昇 様
故 瑞慶覧 茂子 様の香典返しとして
100,000円 (町社協へ)
100,000円 (町育英会へ)
- 1月30日
座喜味 志正 様
200,000円 (町育英会へ)

ご芳志ありがとうございました

ニライ消防本部 救急出場状況

平成26年1月

	北谷	読谷	嘉手納
火災	0	0	0
自然災害	0	0	0
水難	0	0	0
交通	7	6	4
労災	0	2	0
運動競技	0	0	1
一般負傷	17	8	18
加害	0	1	0
自損行為	1	2	1
急病	90	62	86
その他	1	2	1
転院	1	11	2
月件数	117	94	113
累累計	257	241	231

2月の北谷町での
火災発生件数は1件です。

■緊急・火災時は

TEL 119

■消防に関するお問合せ

TEL 936-3721 FAX 936-9076

どうちゅいむに～227

この機会に、ちよつとした目標を立ててチャレンジすると新しい年度になるかもしれません。(しばいぬ)

進学や進級、就職、異動等、新しい環境での生活が始まる方が多いでしょう。この機会に、ちよつとした目標を立ててチャレンジすると新しい年度になるかもしれません。(しばいぬ)

講演会

憲法講演会

北谷町では、平和を考える取り組みの一環として、憲法講演会を開催しています。この事業は、町民の皆さまに日本国憲法を身近なものとして感じてもらうことを目的として、わかりやすい憲法講演会になるよう努めています。

今回は、前泊 博盛(まえどまり ひろもり)氏を講師に招き、沖縄の歴史と沖縄が抱える問題をわかりやすく解説していただき、憲法について考えていきたいと思ひます。また、講演会に先立ち平和のメッセージを栄口区の皆さんがお届けします。皆さまのご来場をお待ちしております。

●開催日時：平成26年4月25日(金) 開場 午後6時30分 開演 午後7時

●開催場所：ちやたんニライセンター カナイホール

●プログラム：アトラクション「世代で繋ぐ未来へのメッセージ」 栄口区民演題「沖縄と基地と憲法 - 日本の民主主義を問う -」
講師 前泊 博盛(沖縄国際大学大学院教授)

●お問い合わせ：町長室 936-1234 (内線173)

募集

平成26年度日本非核宣言自治体協議会 「親子記者事業」参加者募集

本町が加盟しております日本非核宣言自治体協議会が主催する「親子記者事業」への参加者を募集いたします。

●対象：町内にお住まいの小学生(4年生以上)とその保護者で、平和・原爆・核兵器根絶などに関心をお持ちの方。

●実施期間：平成26年8月8日(金)～11日(月) 長崎市泊3泊4日

●応募締切：平成26年5月9日(金) 当日消印有効

●応募先・お問い合わせ

〒852-8117 長崎市平野町7番8号 長崎市平和推進課内
日本非核宣言自治体協議会事務局 095-844-9923

※ 応募は、1通につき1組のみとなります。また、応募者多数の場合は6月2日開催の協議会総会にて抽選を行い、当選者へハガキ、電話、Eメール等にて通知いたします。

手続

墓地を設置するには町長の許可が必要です!

これまで、沖縄県が行っていた墓地等の経営許可や変更等に関する事務(墓地等経営許可権限)について、平成26年4月1日から、沖縄県知事から北谷町長に移譲されます。

また、墓地等経営の許可基準及び手続き、その他必要な事項を定めた「北谷町墓地等の経営の許可等に関する条例・施行規則」も4月1日から施行されます。

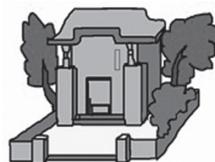
北谷町内においてお墓の建設や建て替えを予定されている方は、北谷町長の許可を受ける必要があります。

無許可で墓地を設置した場合は、町条例第12条の規定により氏名等を公表するほか、墓地埋葬法第20条の規定により、懲役又は罰金に処される場合があります。

北谷町内でお墓の建設や建て替えを予定されている方は、各種手続等がありますので、下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ：保健衛生課 環境衛生係(保健相談センター内)

TEL 982-7033 FAX 936-4440



人間ドック・脳ドック

5月14日 受付開始!!

日時：平成26年5月14日(水) 午前8時30分～11時30分 **先着**

場所：ちやたんニライセンター **平成26年度から受付場所が変わりました!**

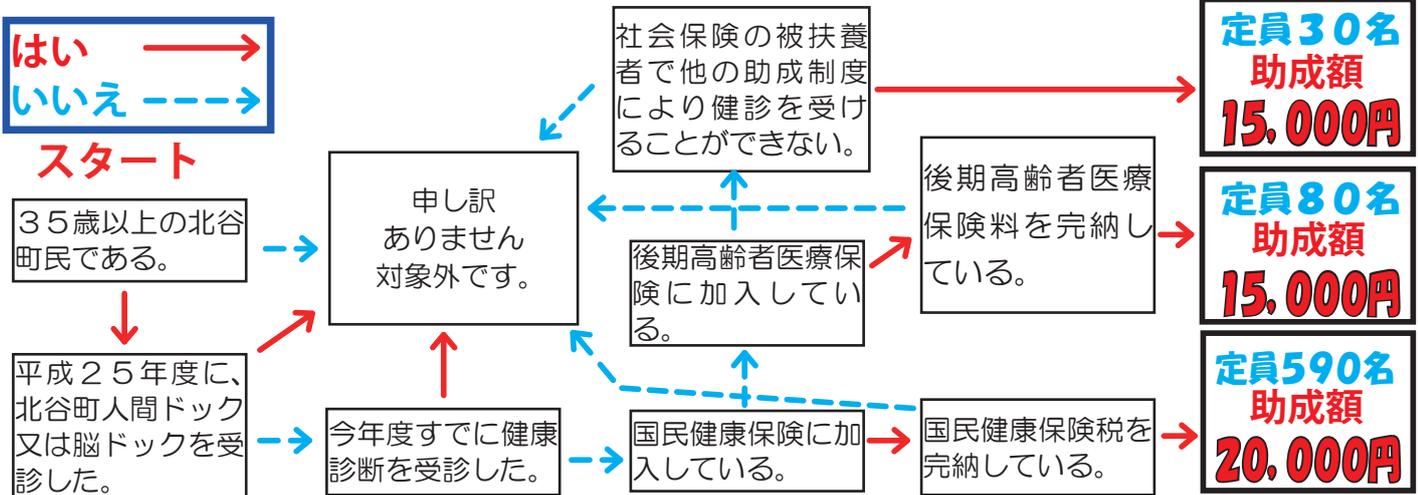
※ 5月14日午後からは【役場1階 保健衛生課】にて受付します。

お問い合わせ：保健衛生課 国民健康保険係 TEL 936-1234



助成対象者 先着700名様に助成

【定員と助成額】加入されている健康保険によって、募集定員と助成金額が変わります。お申込みの前にご確認ください。



お申し込みから受診まで

【受診までの流れ】北谷町役場にて申込書を提出し、承認を受けます。その後指定医療機関にて受診となります。

5月14日	「人間ドック・脳ドック受診申込書」を記入して北谷町役場で申込みます。	申込	お申込みの時に必要なもの ○人間ドック・脳ドック受診申込書 ○保険証 ○印鑑
2週間後	北谷町役場から受診承認書が届きます。	受取	
早めに	指定医療機関に予約します。お早目のご予約をお願いします。	予約	受診の時に必要なもの ○受診承認書 ○特定健診受診券 (健康診査受診券、長寿健診受診券) ○保険証
3月まで	受診期間は、平成27年3月までです。	受診	
1ヵ月後	受診した医療機関から健診結果が届きます。	結果通知	
随時	健診結果をもとに、保健師・栄養士・看護師から健康相談を受けられます。	保険指導	

編集・発行：北谷町役場町長室 沖繩県中頭郡北谷町字桑江226 TEL 098-936-1234
2014年4月1日発行 一部あたりの経費約39円 印刷：新星出版株式会社 TEL 098-866-0741

ラジオ 広報番組 「北谷町だより」 FMニライ 79.2 MHz
毎週月～金曜日 午後6時50分～午後7時

町広報誌 「広報ちやたん」について
本号とバックナンバーは、北谷町役場ホームページでご覧になれます。

<http://www.chatatan.jp/yakuba/>